

前橋市監査委員公表第2号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年5月8日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成31年3月29日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：群馬県中国残留帰国者協会前橋支部】</p> <p>1 資金の管理と出納関係帳票の整備について（指摘事項） 団体の資金管理において、預金口座からまとまった金額を引き出した後は、代表者が現金で保管し、必要に応じて支払いを行っている状況であった。 また、団体の出納事務において、証拠書類は保管されていたものの、現金出納帳が整備されておらず、日々の収支状況や現金の残高が確認できない状況であった。 預金口座からの現金の引き出しは必要最小限にとどめ、取り扱いについて細心の注意を払うとともに、速やかに現金出納帳を整備し、不正や事故防止の観点からチェック体制を整えるよう改善されたい。</p> <p>2 決算書について（指摘事項） 平成29年度決算において、補助金の一部返還によって生じた財源不足を自己資金により補填したが、決算書の収入の部に記載していなかった。 団体の運営に係わる収支を明らかにし、適正な決算書を作成するよう改善されたい。</p> <p>3 団体運営について（指摘事項） 団体の運営において、会則で定められた総会が開催されておらず、組織としての合意形成が図られないまま補助事業が進められていた。また、会計監査も行われておらず、チェック体制が機能していない状況であった。 会則を遵守し、団体として健全な運営を図るよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：社会福祉課】</p> <p>1 団体への適切な指導について（要望事項） 群馬県中国残留帰国者協会前橋支部において、資金管理や出納事務に不備があるとともに、会則で定めている総会や会計監査が行われていないなど、組織として機能していると</p>	<p>資金管理については、必要に応じてその都度、最小限の現金を引き出して管理するように改善することを決定した。 出納関係帳票の整備については、現金出納帳を整備して現金残高の確認ができるよう改善することを決定した。 また、監査体制を整備することにより適切にチェックを行うこととした。</p> <p>決算書については、自己資金の繰越状況についても決算書に記載し、事業の運営状況を明確にした決算書を作成することを決定した。</p> <p>団体運営については、総会等の開催方法を整備することとし、会計監査を適切に実施するように改善することを決定した。 また、会の運営が適切なものになるよう会則を見直すことを決定した。</p> <p>資金管理や出納事務については、会則で定められた総会や会計監査を実施するよう指導し、適切に実施されていることを適時確認することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>は言い難い状況であった。</p> <p>当該団体の運営に係る主たる財源は市補助金であり、市所管課として当該団体に対する指摘事項等も含め、適正に補助金が運用されているかチェック体制を強化するとともに、事務改善に向けた指導の徹底を図られたい。</p> <p>また、市補助金の充当先は当該団体を実施する事業の経費に限定されている状況から、事業補助金の取扱いとするなど事務の見直しを検討されたい。</p>	<p>補助金の運用のチェック体制の強化については、平成31年度当該事業の交付要項を見直して補助金対象事業費を明確化し、事務の改善及びチェック体制の強化を図ることを決定した。</p>

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成31年3月27日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：株式会社ワークエントリー】</p> <p>【監査対象所属：子育て支援課】</p> <p>1 補助金交付要項と実際の運用の相違解消について（要望事項）</p> <p>ひとり親家庭支援事業費補助金の交付要項において、利用料金の一部を減免する団体に対して、その減免した利用料金に相当する額を補助金の交付対象としているにもかかわらず、実際の運用では減免を行っておらず、利用者から支払われた利用料金を後日返金するための経費に対して補助金を充当していた。この結果として、交付する補助金額は同額になり、ひとり親家庭の負担軽減を図るという交付目的は達成されているが、補助金交付要項と実際の運用に齟齬が生じており、適正な補助金等交付事務とは言い難い状況であった。</p> <p>補助事業者と協議を行うなど実状を把握したうえで、補助金交付要項と実際の運用の相違を解消し、適正な補助金等交付事務となるよう検討されたい。</p>	<p>補助金交付要項と実際の運用の相違解消については、補助事業者と協議の上、要項を実態に合わせて利用料金の一部助成をする団体へ補助金を交付することとし、平成31年度より要項を改正することとした。</p>

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成31年4月12日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市肢体障害者福祉協会】</p> <p>【監査対象所属：障害福祉課】</p> <p>1 補助金交付事務について（要望事項）</p> <p>前橋市肢体障害者福祉協会への補助金交付事務において、当該団体から提出された補助金交付申請や実績報告時に求めている事業報告書、決算書に記載誤りなどが散見されるとともに、当該団体では複数の通帳を所有し資金管理を行っているため、自主事業費と運営事業費が明確に区分されておらず、適正な会計事務を行っているとは言い難い状況であった。また、補助金の充当先についても当該団体と所管課の認識に相違があり、補助の目的に沿った効果が得られているか、疑義が生じる状況であった。</p> <p>市所管課として、当該団体に対して、事務改善に向けた指導の徹底と、補助金の充当先についても共通認識を図り、補助金が適切に充当活用されていることを確認し、適正かつ効果的な補助金交付事務となるよう努められたい。</p>	<p>補助金交付事務については、前橋市肢体障害者福祉協会への補助金交付事務において、事務改善に向けた指導を行うとともに、補助金の充当先の共通認識を図り、補助金が適切に充当活用されるよう、交付申請後の審査等において、積極的に連絡確認を行うこととした。</p>